

町田市景観条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年(2012年) 2 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市景観条例の一部を改正する条例

町田市景観条例（平成21年6月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針及び同項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針」に改める。

第13条第1項中「第8条第2項第3号」を「第8条第2項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
(景観計画) 第 9 条 略 2・3 略 4 景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区における法第 8 条第 2 項第 2 号の<u>良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第 3 項の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区ごとに定めることができる。</u> (行為の制限に関する指導) 第 13 条 市長は、景観計画において法第 8 条第 2 項第 2 号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置をとるよう指導することができる。 2 略	(景観計画) 第 9 条 略 2・3 略 4 景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区における法第 8 条第 2 項第 2 号の<u>景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針及び同項第 3 号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区ごとに定めることができる。</u> (行為の制限に関する指導) 第 13 条 市長は、景観計画において法第 8 条第 2 項第 3 号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置をとるよう指導することができる。 2 略

